

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

◇告 示 健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準  
昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号の一部改正

## 告 示

### 鳥取県告示第百六十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料支給基準を次のように定め、昭和四十七年四月一日から適用し、昭和四十六年三月鳥取県告示第百六十号(健康保険法等の規定に基づく看護料の支給基準について)は、廃止する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 看護料支給基準

看護の給付対象者	一日当たりの看護料		
	看護婦	准看護婦	看護補助者
一 コレラ患者、痘瘡患者、発疹チフス患者及びベスト患者	三、四二〇円二、七三〇円	一	一
二 一に掲げる患者以外の法定伝染病患者、急性灰白髄炎患者、開放性結核患者、結核病棟に収容された非開放性結核患者及び精神病患者	二、七四〇円二、一八〇円	一、九二〇円	一
三 一及び二に掲げる患者以外の患者	二、二八〇円一、八二〇円	一、六〇〇円	一

### 備考

- 一 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 二 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、一日当たりの看護料の額に二割五分の額を加算することができる。
- 三 この基準は、最高額を示したもので、看護料金がこの支給基準の範囲内であるときは、現に要した費用の額とする。

### 鳥取県告示第百六十一号

昭和四十一年三月鳥取県告示第百二十七号(河川法の規定による二級河

川の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十七年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

十三 本谷川水系

名称	区	流	端	間
	上			
本谷川	左岸	東伯郡赤碕町大字松谷字蛸の筈百二十四番の六地先	右岸	同郡同町同大字字川向百十二番の一 địa先
	右岸			

十四 化粧川水系

名称	区	流	端	間
	上			
化粧川	左岸	東伯郡赤碕町大字赤碕字才ノ木八斗前六百七十九番の一 địa先	右岸	同郡同町同大字同字六百七十八番の一 địa先
	右岸			

十五 月の輪川水系

名称	区	流	端	間
	上			
月の輪川	左岸	東伯郡赤碕町大字八幡字北向田八百十三番の四地先	右岸	同郡同町同大字赤碕字下鶴ヶ沢千二十七番の一 địa先
	右岸			

第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 字谷川水系

名称	区	流	端	間
	上			
字谷川	左岸	東伯郡泊村大字字深谷千三百四十一番地先	右岸	同郡同村同大字字浜屋敷千二百二十九番地先
	右岸			

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】